

改訂一覧（資料編）

I 人事

第1 地方公務員（資料編）

1 特別職の具体的な職（特別職の種類） P 1

（改訂内容）

- ・表「住民又はその代表の信任によって就任する職」の「具体的な職名」の項中「収用委員会の委員」の後に「及び予備委員」を加える。
- ・表「非専務職」の（地公法3③Ⅱ）の項中「農業共済保険審査会の委員」の「根拠法令」を「農業保険法222」に改める。

2 一般職の具体的な職（一般職の種類）

（2）職の設置根拠による区分 P 3

（改訂内容）

- ・表「⑧学校以外の教育機関」の「具体的な職」の項中「館長、学芸員、学芸員補」の後に「、その他職員」を加える。
- ・表「⑩農業委員会」の「具体的な職」の項中「農業委員会の」を削る。

4 任用根拠、勤務形態による地方公務員の区分 P 6

（改訂内容）

- ・表「一般職」に以下を追加する。

| | | | |
|------------------------------|----------------------------|-----|---------------------------------|
| 地公法22の4 （定年前再任用短 時間勤務） | 期限付き （常勤職員の定 年退職日まで） | 非常勤 | 60歳に達した日以後、定年前に退職した者についてのみ任用可能。 |
|------------------------------|----------------------------|-----|---------------------------------|

- ・表「任用根拠」の項中「地公法28の4（再任用）」を「R3地公法改正附則4（暫定再任用）」に改め、表「備考」の項中「いわゆる再任用職員。」を削る。
- ・表「任用根拠」の項中「地公法28の5（再任用）」を「R3地公法改正附則6（暫定再任用）」に改め、表「備考」の項中「再任用短時間勤務職員」の前に「暫定」を加える。

5 災害補償関係法令の適用 P 7

（改訂内容）

- ・表をすべて改める。
- ・[注1]を削り、新たに次の内容を加える。
「[注1] 常勤的非常勤職員とは、常勤の一般職員の勤務時間以上勤務した日が18日（週休日、休日を除いた1月の日数が20日に満たない場合は、18日-（20日-当該月の日数）で算出した日数。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものをいう。」
- ・[注2] 本文を次の一文に改める。

「非常勤職員等（会計年度任用職員等）も上記の要件を満たす場合には、常勤職員と同様、地方公務員災害補償法が適用される。」

6 共済制度（社会保険制度）関係法令の適用 P 8

(改訂内容)

- ・表をすべて改める。
- ・[注1] を削り、新たに次の内容を加える。
「[注1] 船員については、「医療」は船員保険法、「年金」は厚生年金保険法及び船員保険法が適用される。」
- ・[注2] 中「⑤ 事業所に使用される者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者に該当し、かつ、a から c までのいずれかの要件に該当するもの a 1週間の所定労働時間が20時間未満であること。b 報酬等が88,000円未満であること。c 学生であること。」を加える。
- ・[注3] ①中「高年齢被保険者及び」を加える。

第2 人事機関（資料編）

1 長の総合調整権 P 9

(改訂内容)

- ・本文⑥を「定年前再任用短時間勤務職員の任用、管理監督職勤務上限年齢の特例任用における異動期間の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任並びに定年による退職の特例の勤務延長の基準に関する事項」に改める。

第3 任用と離職（資料編）

8 職員の採用過程 P 13

(改訂内容)

- ・図「選考」の項中、「(地公法21の2)」を加える。

10 定年の段階的引上げ P 14

(改訂内容)

- ・「10 国の職員の定年」をすべて削り、「10 定年の段階的引上げ」に改める。

11 任免等の発令形式・記載例

(1) 特別職の発令 P 15

(改訂内容)

- ・② [注] 中「a 当該市（町村）の一般職の場合は「命ずる」とすること。」を削り、b を a、c を b とする。

(2) 一般職の発令 P 15

(改訂内容)

- ・⑫を⑬とし、⑬から⑭を2ずつ繰り下げ、⑯を3繰り下げる。⑪の次に「⑫ 定年前再任用短時間勤務」の内容を、⑬の次に「⑭ 管理監督職勤務上限年齢による降任等」の内容を加える。
- ・⑬中「分限条例」を「分限条例(案)」に改める。
- ・⑮中「28の2」を「28の6」に、「定年条例」を「定年条例(案)」に、「第28条の2」を第25条の6に改め、「通知(人)給生-15 令4.2.18」を加える。
- ・⑯中「28の3」を「28の7」に、「定年条例」を「定年条例(案)」に改め、「通知(人)給生-15 令4.2.18」を加える。
- ・⑰中「再任用」を「暫定再任用」に、「地公法28の4～28の6」を「R3地公法改正附則4～7」に、「通知(人)平11.10.25」を「通知(人)給生-19 令4.2.18」に改める。
- ・⑱中「懲戒処分」の後ろに「(通知(人)職職-393 昭32.6.1)」を加え、「懲戒条例」を「懲戒条例(案)」に改める。
- ・⑳中「育休規則7」を「通知(人)職福-20 平4.1.17」に改める。
- ・㉑中「育休法10③」の後ろに「、通知(人)職福-20 平4.1.17」を加える。
- ・㉒中「(地公法26の5)」の後ろに「、通知(人)職職-256 平19.7.20」を加える。
- ・㉓の次に「㉔ 配偶者同行休業」の内容を加える。
- ・㉕の次に「㉖ 60歳超職員の給料月額7割措置」の内容を加える。

(3) 発令通知書(辞令)等様式例 P26

(改訂内容)

- ・⑨ [注4] 中「懲戒条例」を「懲戒条例(案)」に改める。

第4 分限・懲戒(資料編)

1 処分の手続例

(1) 分限処分 P31

(改訂内容)

- ・本文①見出しを「職場での実態調査」から「職場での事実調査」に改める。
- ・本文①中、「が可能か否かの判断」を「の可否」に改める。
- ・本文③中、「適切な判断のための資料とする」を「ができる資料を収集する必要がある。」に改める。
- ・本文⑦中、「被処分者が当該処分に不服のあるときには、不服申立てができることを知らせる」を「不利益処分を受けた被処分者は、人事委員会(公平委員会)に審査請求をすることができる」に改める。

2 その他の措置

(2) 効果等 P34

(改訂内容)

- ・本文中「訓告等についての不利益処分として不服申して」を「訓告等に対する審査請求」に改める。

3 職員の賠償責任

(4) 損害賠償責任の一部免責 P 3 5

(改訂内容)

- ・本文〔注1〕中、「4 地方公営企業の料金徴収を行っている職員が故意または重大な過失により公金を亡失した場合は、管理者の事務を補助する職員として自治法 243 の 2 の 2 の規定が適用となる。(行実昭 39. 12. 9)」を新たに加える。

第5 服務（資料編）

1 服務義務（身分上の義務と職務上の事務） P 3 7

(改訂内容)

- ・本文表「趣旨」項中、「職務遂行への悪影響の防止」を「②職務遂行への悪影響の防止」に改め、「①全体の奉仕者としての誓約」を加える。

2 政治的な行為の制限に関する補足説明

(4) 積極的に関与すること P 3 7

(改訂内容)

- ・本文表中、「ただし、単に署名を行うことは、政治的行為に当たらない。」を加える。

4 特別職の服務に関する規定 P 3 9

(改訂内容)

- ・本文表中、「公平委員会委員」を「人事委員会（公平委員会）委員」に改める。

第6 職員の利益の保護（不利益の救済）（資料編）

1 一般職の職員の不利益救済

(1) 措置要求の手続フローチャート P 4 0

(改訂内容)

- ・本図中、「人事委員会（公平委員会）に対し措置要求」の次に「却下（措置要求にいたらないもの）」のフローを加える。

第8 安全衛生（資料編）

1 労働安全衛生法の適用関係

(2) 一般職 P 4 4

(改訂内容)

- ・本文中、「①地方公営企業職員以外の職員」、「②地方公営企業職員」に表記を改め、「ア 非現業の職員」、「イ 現業の職員」、「ウ 単純労務職員」に区分を改める。
- ・本文中、「単純な労務に従事する者」を「単純労務職員」に改める。

Ⅱ 勤務時間・休日・休暇（資料編）

Ⅲ 給与

第1 給与

1 給与

（4）重複給与支給の禁止に関する補足説明 P 5 4

（改訂内容）

- ・イ中の「なお、教育長を兼ねる～※新制度（平成 27 年）～」を削る。

2 給料

（4）経験年数 P 5 8

（改訂内容）

- ・「（4）経験年数」の次に「（5）60歳超職員の給料の算出例」の内容を加える。

5 昇格 P 6 6

（改訂内容）

- ・昇格時号俸対応表の内容を改める。

9 給与の支給

（2）給与計算上の端数処理一覧表 P 7 1

（改訂内容）

- ・「（6）再任用短時間勤務職員の給料月額」を「（6）定年前再任用短時間勤務職員の給料月額」に改める。

第2 諸手当

1 扶養手当

（1）扶養手当に関する用語解説等 P 7 3

（改訂内容）

- ・②の「・年額」中、「令 2.7.20 人事院通知「扶養手当の運用（事業所得等の取扱い）」について」を「通知(人)給 3-95 令 2.7.20」に改める。
- ・②の「・所得（年額 130 万円以上）と月収」中、アの内容を以下の内容に改める。
「ア 安定的な収入が得られている場合（通知(人)給 3-95 令 2.7.20）
月間所得が年額 130 万円の 1/12 以上に達し、将来とも同程度の所得が予想されるに至った時をもって扶養親族としての要件を欠くか否かを判断する。」
- ・②の「・所得（年額 130 万円以上）と月収」中、ウを削除し、イをウに改め、アの次に以下の内容を加える。
「イ 収入が不安定である場合（通知(人)給 3-95 令 2.7.20）」

毎月収入がある場合は2、3ヶ月の平均月間所得が年額130万円の1/12以上に達し、将来とも同程度の所得が予想されるに至った時をもって扶養親族としての要件を欠くか否かを判断する。毎月収入があるとは限らない場合は、前年の年間収入や必要経費を目安として扶養親族としての要件を欠くか否かを判断する。」

3 通勤手当

(3) 長が定める額（規則九一二四19の2②Ⅱ） P74

(改訂内容)

- ・本文中、「(給実甲151第19条の2関係④)」を「(給実甲151第19条の2関係⑥)」と改める。

支給 P75

(改訂内容)

- ・2表（新幹線【FREX】）中、「348,810」を「355,260」と改める。
- ・2表（新幹線【FREX】）中、「142,770」を「149,220」と改める。
- ・2表（特別料金(1/2)）中、「23,795」を「24,870」と改める。

返納 P76

(改訂内容)

- ・2表（新幹線【FREX】）中、「348,810」を「355,260」と改める。
- ・2表（新幹線【FREX】）中、「142,770」を「149,220」と改める。
- ・{返納額}本文中、「61,440円」を「61,220円」と改める。
- ・{返納額}本文中、「65,640円」を「65,420円」と改める。
- ・{返納額}本文中、「21,285円」を「22,250円」と改める。

6 勤勉手当

(1) 支給の有無と除算期間 P78

(改訂内容)

- ・育児休業（基準日当日に育児休業中の支給の有無）中、「育休条例7②」を削る。
- ・育児休業（除算期間）中、それぞれ「※ 育児休業の承認を受けた期間が1ヶ月以下である職員を除く。」を「※ 子の出生日から57日間以内の育児休業期間（期間が二以上あるときは、合算した期間）が1か月以下、又はそれ以外の育児休業期間（期間が二以上あるときは、合算した期間）が1ヶ月以下の職員を除く。」と改める。

(4) 具体例 P80

(改訂内容)

- ・本文中、「令和3年」を「令和4年」と改める。
- ・介護休暇表中、「休日5日」を「休日4日」と改める。

9 時間外勤務手当

(2) 1週間の正規の勤務時間を超える勤務時間に係る時間外勤務手当 P85

(改訂内容)

・本文中、「5/100」を「25/100」と改める。

10 休日勤務手当

(2)「週休日と休日が重複している日」における勤務に伴う「週休日の振替」、「休日の代休日」と「時間外勤務手当」、「休日勤務手当」の支給割合 P 87

(改訂内容)

・本文中、「平成25年」を「令和6年」に改める。

IV 旅費

V 特別の規定に基づく任用

(改訂内容)

・「第1 再任用」の内容を削り、第2から第4までを2ずつ繰り下げ、「VI 職種による勤務条件等の特例」「第3 臨時職員・会計年度任用職員」を「第1 臨時職員・会計年度任用職員」とし、「第2 定年前再任用短時間勤務制」及び「第3 暫定再任用制度」の内容を加える。

第5 一般職の任期付研究員

3 採用計画（若手研究員の採用計画） P 102

(改訂内容)

・様式中、「㊟」を削る。

VI 職種による勤務条件等の特例